

飼ったなら めんどろみよう 最後まで

飼い主の ルールとマナー

1 犬の登録と狂犬病予防 注射を受けましょう

生後3カ月以上の全ての犬に「登録」と「狂犬病予防注射」が法律で義務付けられています。新しく犬を飼い始めた場合や、飼い犬の狂犬病予防注射を実施した場合は、役場で登録や注射済票の発行の手続きをしてください。

2 犬はつないで飼育しま しょう

「登録」は生涯に1回です。「狂犬病予防注射」は毎年1回です。必ず実施してください。また、登録していた飼い犬が死んでしまったときや住所、飼い主に変更があったときは、建設環境課まで連絡してください。

犬の放し飼いは、県条例で禁止されています。

犬を放し飼いにすると、農作物を荒らしたり、他人の敷地に入っていたずらをしたり、最悪の場合には、咬傷事故の可能性もあります。

散歩をする時も、リードにつないで散歩するようにしましょう。

また、茨城県内では、秋田犬、土佐犬、紀州犬、ジャーマンシェパード、ドーベルマン、グレートデーン、セントバーナード、アメリカンピットブルテリアの8種類（このほか特に大型の犬も含む。）を「特定犬」に指定して、おりの中での飼育を義務付けています。

3 環境美化に 努めましょう

ペットのふんの後始末は飼い主の義務です。散歩の途中でふんをした場合は、必ずビニール袋などに入れ持ち帰り、公共の場所（道路・公園など）や他人の土地、建物を汚さないようにしましょう。また、飼育場所の周辺は常に清潔にして、ハエや悪臭の発生を防ぎましょう。

4 きちんとしつけをして愛 されるペットにしましょう

犬の放し飼いや鳴き声による騒音、排泄物による苦情といったペットによる苦情相談が後を絶ちません。これらの多くは、飼い主によ

る飼育や管理、しつけによって改善することができます。

飼い主の努力でご近所からも愛されるペットにしてあげましょう。

5 飼い主がわかるように しましょう

迷子をなくすために、飼っているペットには名札や標識などをつけて、飼い主が誰であるかわかるようにしましょう。特に、犬には注射済票をつけましょう。

6 動物を飼うときは、責 任を持って最後まで飼育 しましょう

動物を飼うときは、習性をよく理解し、最後まで責任を持って飼育しましょう。動物をみだりに虐待または遺棄した者には、50万円以下の罰金に処せられます。

○お問い合わせ

建設環境課 生活環境G
☎(84)3618



茨城県知事選挙の お知らせ

茨城県知事の任期満了に伴い、茨城県知事選挙が次のとおり行われます。

○投票日

9月8日(日)

○投票時間

午前7時～午後6時

※投票所の閉鎖時刻にご注意ください。

○投票所

町内7投票所

※投票所の場所は、投票所入場券に記載されています。

※第5投票区投票所は『ひばりの里』になりますので、ご注意ください。

■期日前投票

投票日に行けない方は、投票日前でも役場にて投票することができますので、ご利用ください。

○投票できる期間・時間

8月23日(金)～9月7日(土)
午前8時30分～午後8時

※土・日も投票できます。

○持参するもの

郵送された投票所入場券

○お問い合わせ

五霞町選挙管理委員会事務局
☎(84)1111 (内線228)